

つくばね vol.24no.4

● 目次

- 1 北野社家文書について
- 3 私の図書館—中国農業大学西校区図書館紹介—
- 5 本学教官寄贈著書紹介
- 6 電子ジャーナル・フォーラムについて
- 7 Current Contents と MEDLINE の使い方について
- 10 Ask Us としよかんミニガイド
- 12 私の一冊
 - 12 とびつくす
 - 13 掲示板
 - 14 平成11年度筑波大学附属図書館開館日カレンダー

1999. 6. 7

本学 筑大図

北野社家文書について

山本 隆志

筑波大学附属図書館には、北野神社（北野天満宮）関係史料が纏まって所蔵されている。社家梅松院の日次記（引付）や同院旧蔵文書である。

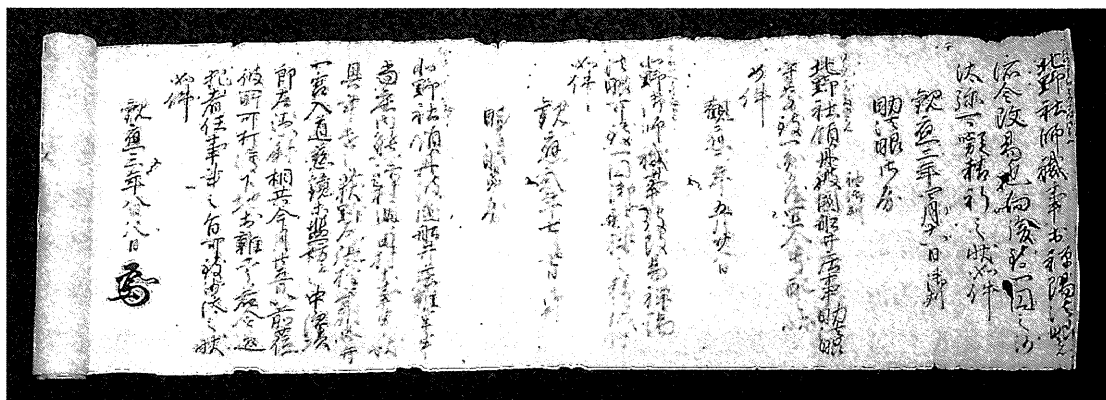
社家梅松院旧蔵史料は、現在では北野神社・筑波大学・京都大学・東大史料編纂所などの所蔵となっているが、筑波大学附属図書館に相当部分が収められている。この中、引付は『北野社家日記』（全6冊，史料纂集）として、文書は『北野神社文書 筑波大学所蔵文書（上）』（史料纂集）として、刊行されている。

筑波大学所蔵の北野神社史料は、東京文理科大学以来のものであり、1950年代には研究に利用されていた。竹内秀雄氏は、北野神社（北野天満宮）

の成立から明治期まで、多面的に究明して『天満宮』（日本歴史叢書，昭和43年，吉川弘文館）を著わして、北野神社の組織・領地など詳しく述べている。

北野神社の領地は室町中期には80ヶ所を数えるが、そのうち丹波国船井庄の領有関係は比較的分かりやすく、竹内氏も詳述している。

ところが、1998年10月、東京神田の古書会館の古典籍展示会に北野神社文書一卷が出品され、筑波大学が購入するところとなった。江戸後期に写したものであるが、9通の文書が収められている。現状の順に紹介する。



- ①観応2年4月18日足利直義御教書案(写)
〔助法眼御房宛〕
- ②観応2年5月28日足利義詮御袖判教書案(写)
- ③観応2年7月7日足利尊氏御教書案(写)
〔助法眼御房宛〕
- ④観応3年8月8日足利義詮御教書(写)
〔酒井次郎衛門尉殿宛〕
- ⑤観応2年10月23日某御教書案(写)(前欠)
〔北野宮社僧中宛〕
- ⑥観応2年2月1日足利直義御教書案(写)
〔助法眼房宛〕
- ⑦建武3年8月18日足利尊氏御教書案(写)
- ⑧建武3年8月18日足利直義御教書案(写)
- ⑨永享元年10月28日足利義教袖判教書案(写)

①～⑥は3紙を継いだ料紙に書写されている。また⑦～⑨は別の3紙を継いだ料紙に書写されていて、⑨の裏には花押(不詳)が写されている。書写の時期は、書体・紙質から江戸後期と見られよう。

次に内容を紹介したいが、書写の一括性を考慮して、まず①～⑥から始めるが、年次順にしよう。

⑥が観応2年2月1日と最も古いが、これには「にしきこうちとのさま御はん」との追記がある。足利直義が助法眼房に祈祷を命じたものである。「助法眼房」とは北野宮寺御師光園院守慶である(前掲『天満宮』)。室町幕府を開いた足利尊氏・直義は北野神社への尊崇の念厚いものがあつたが、直義には御師守慶が従っていた(尊氏には松梅院禅陽)。前々年以來対立関係にあつた尊氏・直義は観応2年2月に和解したが、⑥はこの前後に出された。

①は⑥の2月半ほど後のものだが、北野社御師職につき、禅陽法眼を改易し、助法眼房(守慶)に一円沙汰を命じたものである。発給者は「にしきこうちとのさま御はん」との追記があり、足利直義である。北野社御師職を巡り、守慶と禅陽の争いが激しかったと想定され、守慶は直義に一円沙汰の文書を求めたのであろう。

②は助法眼守慶に対して、「北野社領丹波国船井庄」の一円沙汰を命じたもので、発給者は「はう

けんいんとのさま御はん」とあり、足利義詮。守慶は北野社御師職を独占するとともに、社領船井庄の一円沙汰権を獲得したのである。

③も同年7月のものだが、①と同趣旨である。ただ発給者は「とうちいんとのさま御はん」とあり、足利尊氏である。守慶は尊氏・直義の両者から北野社御師職を安堵されたのである。

⑤は前欠だが、「北野宮社僧中」に大般若経転読を命じた御教書であるが、発給者が日下に「御判」と記されるだけだが、幕府からであることは間違いないであろう。

④は翌年8月のものである。社領船井庄では、熊崎村・興田村で荻野朝忠・一宮慈鏡らの濫妨があり、北野社の雑掌はそれを幕府に訴えた。幕府は、酒井次郎左衛門尉に対して、中沢次郎左衛門尉とともに下地を雑掌に打渡すよう命じたのが、この文書である。社領船井庄は守慶の一円沙汰権のもとにあつたことは②で確認されることであり、雑掌は守慶の命令下にあつたと見てよい。守慶は、この文書により、船井庄現地を横領している在地武士を追い出す根拠を得たのである。

こうして、①～⑥は助法眼守慶に関わる文書群であり、守慶が受益者たることを示している。守慶が得た文書群(1部か)を写したものであろう。

⑦～⑨は、上記に対して、内容を異にする。

⑦は足利尊氏が北野社に対して、「天満宮本地供養法」を毎日一座修行する費用として丹波国船井庄得点を宛てること、守慶・禅陽二人の沙汰として勤行すべきことを命じた。建武3年8月という、尊氏の入京直後のものである。禅陽は尊氏に従い、九州多々良浜の合戦で祈祷したといわれ、尊氏の信頼があつた。

⑧はこの同年月日に、左馬頭(足利直義)が北野天満社僧に毎日勤行すべき条々を命じたものだが、長日不断常燈を守慶・禅陽二人に勤仕させ、その費用としては丹波国船井庄地頭職得点を宛てること、また大般若・法華経・金剛般若経の転読が規定されている。

⑦・⑧は連続性・一括性があり、一緒に書写される必然性がある。

⑨は、北野祠官真満院僧都幸隆の訴えに任せて、社領丹波国吉園庄領家職以下6ヶ所の知行を安堵したものである。時期も永享元年(1429)と、年代が離れている。真満院僧都幸隆に関わる点といい、他の文書との関連は不詳である。

以上、今回所蔵される場所となった北野社家文書を紹介してきたが、すでに竹内氏『天満宮』

で取り上げられている文書と同内容のものもある。どの文書が固有のものか、今後の比較検討が必要であろう。北野神社文書は分散している故、全体的な考察が困難だが、調査の進展を期待したい。こうした調査・研究が進めば、筑波大学所蔵の北野社関係史料の重要性が一層深まるものと思われる。

(やまもと・たかし 歴史・人類学系教授)